

08 文科省(地域再生非予算)再検討要請回答

管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	プロジェクトの名称
0820010	小学校の空き教室におけるコールセンターの設置	-	学校教育に支障のない範囲において、余裕教室等を公共のために使用することは、地方公共団体の判断により可能である。	D-1 E	-	余裕教室(空き教室)の活用について、公立学校施設はその学校の設置者である地方公共団体の所有する財産であるので、その財産をどのように活用するかは、一義的には地方公共団体において判断されることと考えております。 よって、学校教育に支障のない範囲内において、余裕教室(空き教室)を公共のために使用することは、地方公共団体の判断により可能でありますので、先ずは該当する学校を所管する地方公共団体に問い合わせさせていただくことがよいかと思います。その他に考えられている支援措置がありましたら何なりと相談してください。						1184	11842010	"おたっしゃコール"で挑む、地域ぐるみのまちづくり支援構想	"おたっしゃコール"、これは、定時自動発信機能を備えた電話機を軸にして、毎日定時に、コールセンターで人対人の会話を通して、高齢者の安否確認や健康状態の把握などのサービスを提供する事業の総称で、NPO法人デイコールサービス協会が手がけているが、単に個々の高齢者を対象にしたサービスに留まらず、地域ぐるみの高齢者支援に発展する可能性が見えてきた。この人対人が会話する受信側のコールセンターを小学校の空き教室に設置し、地域の町内会や老人会、民生委員やボランティアらが参加、コールを受けることになれば、空き教室は、地域による見守りの拠点となるばかりでなく、参加者らの交流、特に世代間交流を促す場となり、地域のコミュニティを育てるきっかけにもなる。小学校の空き教室にコールセンターが設置できるよう支援措置を提案お願いする。	自治体や警備会社の緊急通報システムは、高齢者の安否確認や身体ケアに関しては全く無力です。 "おたっしゃコール"と比較するため、堺市の赤坂台で試験稼働を3月から行っている。二学期が始まる9月から、小学校の空き教室を活用して、モデリング事業が実施できるよう支援措置を提案している。	"おたっしゃコール"は、本来、人間同士の会話が基本となっているコミュニケーションを再生し、人間と情報が行き交う仕掛けを作ることによって、地域の活性化と安心・安全なまちづくりができるので提案した。	タイガー警備保障株式会社	おたっしゃコール"で挑む、地域ぐるみのまちづくり支援構想	
0820020	廃校校舎等施設の民間事業者等有償貸付け時の「補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」の支援	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	(財産の処分の制限) 第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。	C	-	国庫補助を受けて整備した学校施設を有償により処分する場合、その得られる対価には国庫補助相当分が含まれることとなり、それを当該地方公共団体にすべて帰属させておくことは不当な収入を与えることとなります。よって、有償貸付けにより地方公共団体に収益が生じる場合には、国庫納付金を徴収することにより、補助金の適正な執行を図っておりますことをご理解ください。なお、個別具体の財産処分手続については、何かアドバイスできることがあるかもしれませんが、何なりと相談してください。						1207	12072010	廃校校舎等施設の民間事業者等有償貸付け時の「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」「補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」の支援	廃校校舎等の有効活用を公共用に活用することが難しく、地域経済・地域活力・地域雇用につながる民間事業者参入をもって有効活用するときは、その廃校校舎施設が、国庫補助金・地方債等で整備され、国庫補助金の返納・地方債の繰上償還・今後の施設維持管理費が生じる場合については、廃校校舎等を民間事業者による有償で貸付けられる場合においても「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」「補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」の支援措置の拡大をお願いします。	学校統廃合に伴う廃校校舎等施設の民間事業者への有償貸付け 旅館・レストラン・事務所・工場等施設	学校統廃合に伴い国庫補助金を受けて建築した廃校校舎等施設の有効活用	熊本県山都町	統廃合に伴う廃校校舎等施設の民間有償貸付けによる転用と民間事業者参入による地域活性化計画	
0820030	国庫補助を受けて整備した学校施設(幼稚園)を民間保育園(社会福祉法人)へ無償譲渡する場合の財産処分にかかる国庫納付金の免除	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	(財産の処分の制限) 第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。	C	-	地方公共団体が補助を受けて整備した公立学校施設を補助目的以外に使用する場合、公共用又は公用施設として利用すること、補助事業完了後10年経過していること、無償(貸与)による処分であること等の要件を全て満たせば国庫納付金の納付が不要となっております。 また、地域再生の観点からは特に、国庫補助完了後10年を経過していないもの、民間事業者が活用するものであっても国庫納付金を免除できるように制度を緩和しているところであります。 ご提案については、そもそも地域再生計画が期間を限定するものであるため、補助金を受けて整備した建物を期間を限定することなく将来にわたって補助目的以外に使用することとなる「譲渡」とはなじまないものと考えます。	右の提案主体からの意見について回答されたい。	別紙	C	-	地方公共団体が補助を受けて整備した公立学校施設については、補助金の経済的価値が残存する限りは、当該地方公共団体は学校施設として使用し補助目的を達成することが求められ、他の用途への使用は出来ないこととなっております(補助金適用法第11条)。一方、近年、少子化にともない、やむを得ず廃校とされた校舎や余裕教室の数が増加する中で、これらの遊休施設の有効活用が求められており、既存施設の有効活用を推進する観点から、廃校施設等の活用に当たっては、国庫補助の適正な執行に反しない範囲内で可能な限り支援しているところであります。 このような考えの下、廃校施設等の有効活用を支援してきているところですが、「無償譲渡」については、譲渡先に実質的に国庫補助と同じ効果をもたらすものであり、相手方は公立学校施設補助金が交付可能な団体、すなわち地方公共団体に限定されるものと考えます。 したがって、公立幼稚園を社会福祉法人へ無償譲渡することは、公立保育園を学校法人に譲渡することと同じく、国庫納付金を不要とすることは困難であると考えます。	1118	11182010	国庫補助を受けて整備した学校施設(幼稚園)を民間保育園(社会福祉法人)へ無償譲渡する場合の財産処分にかかる国庫納付金の免除	大阪狭山市においては、少子化や核家族化等の進展に伴い、市立幼稚園の就園率が著しく減少する一方で、保育所の待機児童が年々増加する傾向にある。こうしたなか、幼稚園・保育所施設の再編整備を進めるとともに、現有施設を活用した民営化についての検討も進めている。 この事業を円滑かつ有効に進めるため、国庫補助を受けて整備した幼稚園を民間保育園(社会福祉法人)へ無償譲渡する場合でも国庫納付金を不要とすることにより、限られた財源の中で有効かつ効果的な幼・保の再編整備を行うことができるよう制度を見直していただきたい。	国庫補助を受けて整備した幼稚園を公立保育所に転用する場合や社会福祉法人(民間保育園)へ無償貸与する場合は国庫納付金は不要となっているが、社会福祉法人(民間保育園)に無償譲渡する場合は国庫納付金が必要となっている。 一方、公立保育所を社会福祉法人(民間保育所)に無償譲渡する場合は国庫納付金は不要となっており、所管省庁により対応が異なり、幼稚園の転用に限っては民間へも、民間のメリットをより生かした保育所運営が実現し、さらに待機児童の解消を図ることができるものである。	大阪狭山市	(仮称)総合的な子育て支援構想		

08 文科省(地域再生非予算)再検討要請回答

管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	プロジェクトの名称
0820040	補助金対象施設(学校給食調理場)の有効活用	-	学校給食の実施に支障のない範囲において、学校給食調理場を公共のために使用することは、地方公共団体の判断により可能である。	D-1 E	-	学校給食調理場の余剰能力の活用について、学校給食調理場はその設置者である地方公共団体の所有する財産であるので、その財産をどのように活用するかは、一義的には地方公共団体において判断されることと考えております。 よって、学校給食の実施に支障のない範囲において、学校給食調理場を公共のために使用することは、地方公共団体の判断により可能でありますので、先ずは該当する学校給食調理場を所管する地方公共団体に問い合わせていただくことがよろしいかと思っております。							1086	10862010	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認と補助金対象施設の有効活用	同調理場は、高額な設備投資の割には1日当たりの低い稼働、また、夏・冬期休暇時の休業によりコスト負担は高水準。保育園への給食提供により同調理場のコスト負担を軽減したい。又、保育園での給食施設の投資額を軽減したい。	小、中学校の給食調理場から公立保育園に給食を搬入する。	児童福祉法第45条(最低基準)、児童福祉施設最低基準、第33条、第34条により保育園には調理室の設置義務があるため学校給食調理場からの給食提供は認められていない。又、学校給食法第7条、第9条、第1項、第3項(施設設備国庫補助金及び補助金返還)により補助金、起債等によって建設した学校給食調理場から目的外施設への給食提供は認められていない。同調理場は、高額な設備投資の割には1日当たりの低い稼働、また、夏・冬期休暇時の休業によりコスト負担は高水準。保育園への給食提供により同調理場のコスト負担を軽減したい。	日本ニュービジネス協議会連合会	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認と補助金対象施設の有効活用
0820040	補助金対象施設(学校給食調理場)の有効活用	-	学校給食の実施に支障のない範囲において、学校給食調理場を公共のために使用することは、地方公共団体の判断により可能である。	D-1 E	-	学校給食調理場の余剰能力の活用について、学校給食調理場はその設置者である地方公共団体の所有する財産であるので、その財産をどのように活用するかは、一義的には地方公共団体において判断されることと考えております。 よって、学校給食の実施に支障のない範囲において、学校給食調理場を公共のために使用することは、地方公共団体の判断により可能でありますので、先ずは該当する学校給食調理場を所管する地方公共団体に問い合わせていただくことがよろしいかと思っております。							1087	10872010	老人福祉施設給食への補助金対象施設の有効活用	同調理場は、高額な設備投資の割には1日当たりの低い稼働、また、夏・冬期休暇時の休業によりコスト負担は高水準。老人福祉施設への給食提供により同調理場のコスト負担を軽減したい。又、老人福祉施設での給食施設の投資額を軽減したい。	小、中学校の給食調理場から老人福祉施設に給食を搬入する。	学校給食法第7条、第9条、第1項、第3項(施設設備国庫補助金及び補助金返還)により補助金、起債等によって建設した学校給食調理場から目的外施設への給食提供は認められていない。同調理場は、高額な設備投資の割には1日当たりの低い稼働、また、夏・冬期休暇時の休業によりコスト負担は高水準。老人福祉施設への給食提供により同調理場のコスト負担を軽減したい。	日本ニュービジネス協議会連合会	老人福祉施設給食への補助金対象施設の有効活用
0820040	補助金対象施設(学校給食調理場)の有効活用	-	学校給食の実施に支障のない範囲において、学校給食調理場を公共のために使用することは、地方公共団体の判断により可能である。	D-1 E	-	学校給食調理場の余剰能力の活用について、学校給食調理場はその設置者である地方公共団体の所有する財産であるので、その財産をどのように活用するかは、一義的には地方公共団体において判断されることと考えております。 よって、学校給食の実施に支障のない範囲において、学校給食調理場を公共のために使用することは、地方公共団体の判断により可能でありますので、先ずは該当する学校給食調理場を所管する地方公共団体に問い合わせていただくことがよろしいかと思っております。							1088	10882010	公立高等学校給食への補助金対象施設の有効活用	小、中学校給食調理場は、高額な設備投資の割には1日当たりの低い稼働、また、夏・冬期休暇時の休業によりコスト負担は高水準。公立高等学校への給食提供により同調理場のコスト負担を軽減したい。	小、中学校の給食調理場から公立高等学校に給食を搬入する。	学校給食法第7条、第9条、第1項、第3項(施設設備国庫補助金及び補助金返還)により補助金、起債等によって建設した学校給食調理場から目的外施設への給食提供は認められていない。同調理場は、高額な設備投資の割には1日当たりの低い稼働、また、夏・冬期休暇時の休業によりコスト負担は高水準。公立高等学校への給食提供により同調理場のコスト負担を軽減したい。	日本ニュービジネス協議会連合会	公立高等学校の給食への補助金対象施設の有効活用

08 文科省(地域再生非予算)再検討要請回答

管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	プロジェクトの名称
0820050	既存補助金利用施設のそれ以外の施設への転用使用緩和措置	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	(財産の処分) 第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。	D-3	-	現行においても、国庫補助を受けて整備された学校給食施設及び社会教育施設の設置者において地域再生計画を定めた上で、当該施設を活用して実施される事業が「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義・目標に合致し、地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、当該施設の活用が必要不可欠であることなど一定の要件を満たす場合には、国庫納付金を不要とするなど施設の転用の弾力化を行っているところです。 したがって、ご提案については、該当する地方公共団体に問い合わせいただくことがよろしいかと思えます。							1223	12232010	既存補助金利用施設のそれ以外の施設への転用使用緩和措置	補助事業で整備した施設を、目的外の施設に転用し利用する際の「適正化法」の適用除外及び手続きの簡素化	既存学校給食施設・集会所・農家などを利用した農業直売所・食品加工施設への転用・使用条件・許可等の緩和	これからの農業は販売方法・販売先を考慮した販売戦略を持って営農する必要がある。生鮮農産物としての直売所等地元販売、農産物を加工した食品加工販売、学校給食・外食産業との契約販売など付加価値(地産智商)を如何に付けていけるかである。その基本として地域消費者から支持される・選ばれる農産物に加え、様々な農業ソフト産業を付加していかなければならない。	(有)ジェイ・ウィングファーム、(有)フォレストファーム、NPO法人TIES21えひめ	林畜耕連携協働農業による未活用バイオマス資源化と「東温ブランド」構築東温農業産業再生プロジェクト